



社会融合講座参加者のための一般データ保護規制 (DSGVO) 第13条、14条に従った個人情報処理に関する情報

滞在法第43章3節2文に従い、私的及び公共団体により開催される社会融合講座は、連邦移民・難民局により調整、実施されます。

これに関連する業務を遂行するために、皆様の個人情報は、以下の組織により収集、処理されます。

- 以下の目的に必要となる、個人情報が連邦局により収集されます。
 - 社会融合講座の一つに参加（第5章第1節、社会融合条例）、および最大300レッスンまでの語学コースに再参加の許可を付与する目的（第5章第5節、社会融合条例）
 - 社会融合講座への参加費負担の免除手続きの目的（第9章第2節、社会融合条例）
 - 交通費援助費付与の目的（第9章第2節、社会融合条例）
 - 社会融合講座への参加費の返金の目的（第9章第6節、社会融合条例）
- 外国人局、ジョブセンター（社会保障責任団体）、庇護申請者給付法で認められているサービスサプライヤーおよび連邦管理庁が、貴方にコース参加権利または義務を付与した場合、これらの組織は、あなたの個人情報、特に参加権利確認の目的で、また試験事務所または登録事務所への供給の目的で、個人情報を連邦局に譲渡します。この連邦局への個人情報の譲渡は、特に社会融合講座の決済および実施に必要なとされる場合に行われます。（第88a章第1節第1文、滞在法）
- 社会融合条例第7章第3節または第5節に従い、連邦局が早急なコースへの参加を目的とし、特定のコースまたは特定のコース実施組織を指定する場合、連邦局はその講座開催団体及び、（貴方が該当する限り）参加者がコース参加を義務付けられた団体に連絡します。
- 必要に応じて、コースへの正しい参加の確認、社会融合講座修了または未修了の証明書発行、社会融合講座の決済及び実施に必要な限り、講座開催団体は、連邦局へ貴方の社会融合講座への登録及び参加に関するデータを譲渡します（第88a章第1節第1文、滞在法）。
- 社会融合条例第4 a章第2節に従い社会融合講座に属する保育を利用する場合、この保育施設は、託児される子供の姓、名、生年月日に関する情報を収集します。講座開催団体はこの情報を承認と請求の目的でBAMFに送信します。

- 社会融合講座への参加義務がある場合、講座開催団体は、当人がコースに正しく参加（第88a章第1節第2文、滞在法）していない場合、参加義務を付与した組織にその旨通知します。
- 連邦局は、要請があれば、あなたの個人情報を、外国人局、ジョブセンター、または庇護申請者給付法で認められているサービスサプライヤーに、特に社会融合講座への参加許可、権利、義務の付与に必要となる場合、また、参加義務の遂行確認や滞在許可の延長に必要となる場合、譲渡します（第88a章第1節第3文、滞在法）。

連邦事務局は、連邦事務局が収集した、または他の情報源から得られた個人情報の保護と安全の責任を担うものとします。

連邦事務局連絡先：

Bundesamt für Migration und Flüchtlinge
Frankenstraße 210
90461 Nürnberg

連邦事務局データ保護担当者連絡先：

Bundesamt für Migration und Flüchtlinge
- Behördlicher Datenschutzbeauftragter -
Frankenstraße 210
90461 Nürnberg

あなたの氏名、生年月日は遅くとも10年以内に削除され、その他の個人情報は社会融合講座終了後遅くとも5年以内に削除されます（第8章第6節、社会融合条例）。

個人情報の処理によって貴方の正当な権益または他者の正当な権益が制限されていると考えられる場合は、貴方には連邦局に個人情報の処理を制限するよう要請する権利があります。この場合、公益が優先される限りにおいてのみ情報処理が行われます。さらに、貴方は個人情報に関する情報の取得とその修正の権利、また許可なく処理された場合のデータの削除する権利を有するものとします。

また、データ保護を担当する監督当局に申立を行う権利があります。

Bundesbeauftragte für den Datenschutz und die Informationsfreiheit
Graurheindorfer Straße 153
53117 Bonn